

パートナーシップ形成に影響を及ぼす要因 — 妊娠先行型結婚と嫡出規範の関連を中心に —

婁 智 恵

桜美林大学リベラルアーツ学群

Determinants of Partnership Formation in Japan Focusing on the Relation between
the Norm of Legitimacy and Pregnancy-Preceding Marriages.

BAE Jihey

College of Arts and Sciences, J. F. Oberlin University

キーワード：パートナーシップ形成、嫡出規範、妊娠先行型結婚

【要旨】

本研究の目的は、嫡出規範と妊娠先行型結婚の関連を中心に、日本におけるパートナーシップの形成に影響を及ぼす要因を検討することである。NFRJ18のデータを用い、本人と配偶者ともに初婚で、かつ婚姻届を提出した人を対象に分析を行った結果、以下のことが明らかになった。

第一に、「子どもは結婚して産む」という嫡出規範については、一般的に言われるほど強く残っているわけではなかった。第二に、妊娠先行型結婚の割合はそれほど高くないが、若年層になるほど、また学歴が低くなるほど経験率が高くなっていった。最後に、妊娠先行型結婚をするか、それとも結婚後に妊娠と出産をするかという、パートナーシップの類型を従属変数とする2項ロジスティック回帰分析の結果、年齢と学歴の効果が確認できた。しかし、嫡出規範は、パートナーシップの類型に統計的に有意な影響を及ぼさなかった。こうした結果は、妊娠先行型結婚者と婚後妊娠者が、同程度の嫡出規範を持っており、嫡出規範以外の他の要因がパートナーシップの形成に重要な影響を及ぼす可能性を示唆するものである。

1. 研究の目的

パートナーシップは、「一定の持続性を有する情緒的かつ性的関係」と定義できる(渡辺[2005] 305頁)。西欧社会においては、この数十年、パートナーシップの多様化が進み、例えば、同棲を含む非法律婚、婚外子の増加などの現象が観察されるようになった。とりわけ、欧米諸国では、婚前に妊娠した場合、結婚せず同棲を選択するか、その後に結婚に移行するか、あるいはシングルマザーなどひとり親として子どもを育てるかという、選択の多様性があると言われている(鎌田[2006a])。

それに対して、日本においては、同棲の割合や婚外子の出生率は低く、代わりに妊娠先行型結婚¹が多い傾向がある。その背景としては、「結婚して(婚姻届を出して)子どもを産むべきである」という、「嫡出規範」の存在が指摘されてきた(善積[1993];渡辺[2005])。これが事実だとすれば、日本社会における根強い嫡出規範と妊娠先行型結婚の関連は、パートナーシップの多様化という側面から見て、個人の選択肢の幅を狭めていると言えるだろう。

しかし実際に、日本における根強い嫡出規範と妊娠先行型結婚間の関連について、実証的な分析を行った研究は多くない。そこで、本研究ではこの両者の関連に焦点を当てながら、日本におけるパートナーシップの形成に影響を及ぼす要因について検討することを目的とする。

2. 先行研究

2.1. パートナーシップの多様化と日本の現状

パートナーシップの多様化を説明する際、同棲率と婚外子出生率は最もよく取り上げられる指標である。冒頭でも指摘したとおり、多くの西欧社会においては、同棲も婚外子も一般的な現象となっているが、日本の場合は、どちらもそれほど増加していない状況である。以下ではまず、こうした日本における同棲と婚外子の現状を簡単に概観しておきたい。

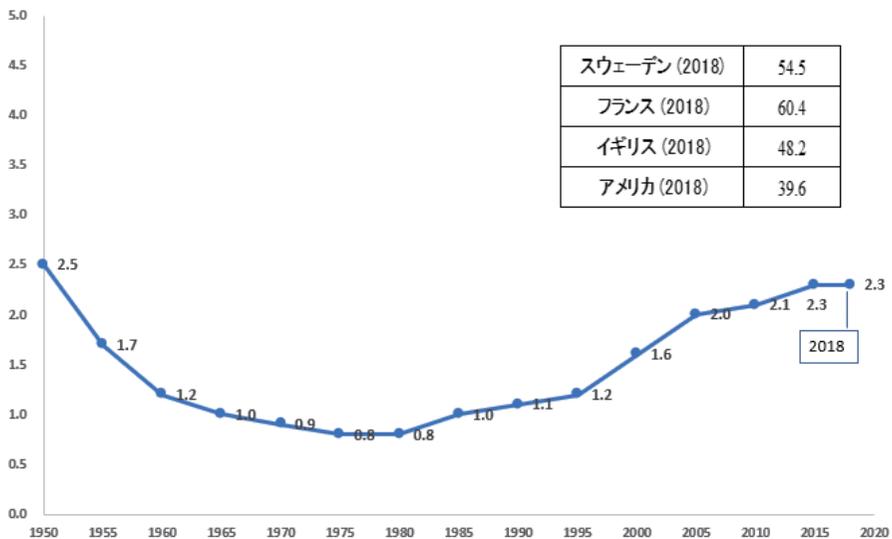
表1は、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「出生動向基本調査」の結果から、日本における同棲率・同棲経験率の推移を示したものである。表からわかるように、日本の同棲経験率は、1987年以後微増微減を繰り返しながらも、2015年の時点においても男女ともに10%以下で、低い水準に止まっている。同棲率も、男女ともに2%以下である。同時期に内閣府が実施した国際比較調査によると、調査対象国の同棲率は、イギリスが24.1%、フランスが26.3%、スウェーデンが32.0%であるのに対して、日本の場合はわずか1.1%に過ぎない。日本ではまだ同棲というパートナーシップが広がっていないことが確認できる。

表 1. 未婚者の同棲経験率・同棲率の推移 (1987～2015年)

	第9回調査 1987	第10回調査 1992	第11回調査 1997	第12回調査 2002	第13回調査 2005	第14回調査 2010	第15回調査 2015
男性	3.2 (1.9)	4.5 (1.1)	4.8 (1.7)	6.7 (2.3)	7.9 (1.9)	5.5 (1.6)	5.5 (1.7)
女性	2.8 (0.7)	3.1 (1.1)	4.6 (1.7)	7.6 (2.4)	7.3 (2.3)	5.8 (1.6)	7.0 (1.8)

注：対象は18～34歳の未婚者。表中の数値は同棲経験のある人の割合。また（ ）内の数値は現在同棲している人の割合。
 出所：社会保障・人口問題研究所『現代日本の結婚と出産—第15回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書』（www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_reportALL.pdf）。

低調な同棲率から推測できるように、日本における婚外子率も極めて低い水準に留まっている。図1に示したとおり、日本における婚外子率は、1950年の2.5%から減少しつづけ、1970年後半から1980年代前半までは0.8%まで落ちる。その後、徐々に増加しているとはいえ、2015年の時点でもまだ2.3%に過ぎない。このような日本における婚外子率の低さは、図1に示した西欧諸国のそれと比較すると、より克明に現れる。



出所：日本のデータは、厚生労働省『人口動態統計』（https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411618）。
 ヨーロッパ諸国は、OECD Family Database (http://www.oecd.org/els/family/database.htm)。

図 1. 日本と西欧諸国における婚外子率の推移

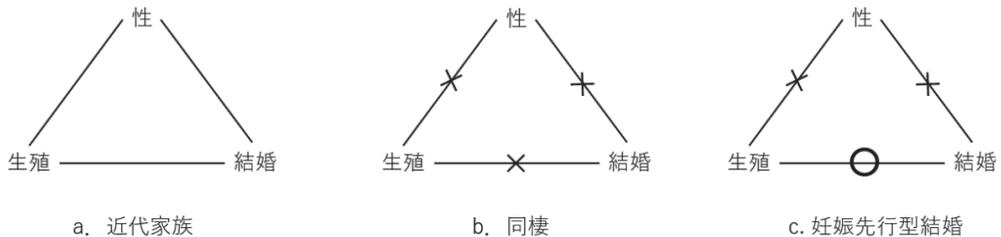
2.2. パートナーシップの種類とそれに影響を及ぼす要因

ところで、同棲率と婚外子率は、近代家族を支えるロマンチック・ラブ・イデオロギー、すなわち、結婚、性、生殖の三位一体体制（図2のa）と密接に関連する指標でもある。

非婚の状態 で妊娠し、結婚しないまま出産するカップルが増えているという現象は、近代家族規範の前提であった結婚、性、生殖の三位一体体制の解体を意味する。したがって、同棲率と婚外子率が高い西欧諸国では、渡辺（2005）が指摘するように、性と結婚、そして結婚と生殖の間の結びつきが弱くなり、独立してきたと言えよう（図2のb）²。

一方、同棲率も婚外子率も低い日本で多く観察されるパートナーシップの類型が妊娠先行型結婚である。妊娠先行型結婚の場合は、非婚の状態 で妊娠したら、出産する前に結婚することで、子どもが婚外子になることを防ぐという点で、ともかく生殖と結婚の間に強い結びつきが維持されている（図2のc）。2010年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した『第14回出生動向基本調査』によると、夫妻が最終的に結婚を決めたきっかけとして「子どもが出来た」を選んだ割合は、20.2%を占めている。25歳以下の夫婦に絞ると、その割合は、50.0%にまで上る。西欧においてはこうした現象は観察されておらず、むしろ1960年代から1970年代にかけて婚前妊娠（＝妊娠先行型結婚）の割合が減少しているという（鎌田 [2006b]）。

同棲と妊娠先行型結婚の違いについて、渡辺（2005：315頁）は、前者の場合は、近代家族型のパートナーシップに含まれている情緒的、性的、生殖的なニーズ・機能の充足をすべて代替しうることに対し、後者は、情緒的、性的ニーズは代替しながらも、出産という生殖的ニーズは代替しない点であると指摘している。



出所：筆者作成。

図2. 性と生殖、結婚の結合状態からみるパートナーシップの類型

それではなぜ、西欧社会においては、性と生殖、結婚がそれぞれ独立し、同棲が多く、その結果として婚外子が増加しているのに対し、日本では、生殖と結婚が未だに強固に結合しており、妊娠先行型結婚が多くて婚外子が増えないのであろうか。

まず考えられるのは、法・制度的な問題であるだろう。善積（2005）によると、欧米諸国では、同棲カップルや婚外子が増加する現実の変化に対応すると同時に、子どもの人権尊重やライフスタイルの中立性の観点から、関連法制度の見直しが行われた。その結果、例えば、日本でもよく知られているフランスのパックス法、スウェーデンのサムボ法などが制定され、同棲カップルに対しても法律婚カップルとほぼ同様の法的諸権利が付与された。また親の結婚関係を軸に子どもを婚内子と婚外子に振り分け、異なる扱いをしている

ことが批判され、婚外子に対する様々な差別規定も撤廃された。ようするに、これらの国における法制度では、親の結婚関係を超えて親子関係が形成・維持されており、非婚のカップルが妊娠をし、その後もし関係が破綻しても、妊娠した子どもの親であることには変わりがなく、親としての責任は残る。親としての権利と義務が法的に定められているため、妊娠したからといって、結婚すること、あるいは結婚し続けている必要性は低下するのである(齊藤 [2012])。

これらの国と比べるとまだ不十分ではあるものの、日本においても進展はあった³。2004年に、婚外子と婚内子の間に存在していた戸籍上の記載による差異がなくなった。そして2013年には、長い間、婚外子差別の象徴として最も大きな問題とされてきた婚外子の相続差別規定が廃止された。しかし、このような法制度上の改善にもかかわらず、日本における婚外子率は低調のままであり、結婚する前に妊娠がわかったカップルは、「結婚しないで子どもを産む」という選択をするよりも、妊娠先行型結婚を選択する人が多い。

法制度上の問題以外に、日本における高い妊娠先行型結婚率と低い婚外子率の背景として考えられるのは、「子どもは結婚して産む」という、出産(=生殖)と結婚を同一視する嫡出規範である(鎌田 [2006a]; 二宮 [2012]; 善積 [1993]; 渡辺 [2005] など)。

法律婚絶対主義が支配的で同棲が少ない日本では、婚姻規範が親子関係にも影響を及ぼしており、強固な嫡出規範が存在していると指摘されてきた。国際比較調査の結果をみても、西欧社会に比べて相対的に強い嫡出規範が確認できる。例えば、国立女性教育会館(2006)が日本・韓国・タイ・アメリカ・フランス・スウェーデンなど6カ国で、0歳から12歳の子どもを持つ親(=保護者)を対象に実施した調査によると、将来自分の子どもにして欲しくない家族生活として「非婚で子どもを持つ」を選んだ割合は、フランスでは5.1%、スウェーデンでは17.6%しかなかったことに対し、日本では62.3%もあった。このように法律婚をしていないカップルが子どもを持つことについてのタブー意識が強い状況の中で、妊娠先行型結婚はそのタブーから逃げられるためのやむを得ぬ選択になるだろう(小林 [2012])。これらの議論から、「嫡出規範が強いと、(婚前妊娠が分かった場合)同棲やシングルペアレントより妊娠先行型結婚を選択する」という推測が導かれる。

また、毎日新聞社が実施した調査データで妊娠先行結婚女性の社会意識を分析した山田(2005)によると、妊娠先行結婚をした女性たちの結婚観、出産観、ジェンダー意識は、婚後妊娠女性と同程度の伝統性を持っていた。このような結果を山田(2005:190頁)は、たとえ性行動においては自由であっても、意識の上では「伝統的な形式」を重んじて結婚に踏み切るのが妊娠先行結婚であると解釈している。山田の指摘を考慮すると、妊娠先行型結婚をした人は、結婚後に妊娠と出産を経験する、いわゆる「伝統的な」パートナーシップのタイプを選択した人と同程度の嫡出規範を持っている可能性がある。

ここまでみてきた、パートナーシップのタイプと嫡出規範の間には、図3のような関連が推測できる。この図に基づけば、嫡出規範は、同棲やシングルペアレントか妊娠先行型結婚かを決める際には影響を及ぼす一方で、妊娠先行型結婚か婚後妊娠かを決める際には影

響を及ぼさないとと言える。



出所：筆者作成。

図3. パートナーシップの類型と嫡出規範の強度

しかし一方では、できちゃった結婚（本研究における妊娠先行型結婚）に対する抵抗感はほとんどなくなっているという報告（鎌田 [2006a]）もあり、根強く残っているとされる嫡出規範も緩やかになってきたと推測できる。そして嫡出規範の弱化は、図3で示した嫡出規範とパートナーシップ間の関連にも影響を及ぼすかもしれない。

以下では、こうした点を念頭に置きながら、全国規模のランダムサンプリングから得られたデータを用い、日本におけるパートナーシップの形成に影響を及ぼす要因を分析する。

3. 方法

3.1. データと分析対象

分析に使用するデータは、「2018年全国家族調査」(National Family Research of Japan: NFRJ、以下「NFRJ18」)のver.2である。本研究では、本人と配偶者ともに離・死別を経験していない初婚⁴で、なお婚姻届を提出した1,894人（男性883人、女性1,011人）を分析対象とする。前節で提示した二つの仮説をすべて検証するためには、婚姻届を出していない人も分析対象に含まないとならないが、NFRJ18では、上記の条件（本人と配偶者ともに離・死別を経験していない初婚）を満たしながら、婚姻届を出さず、パートナーと同棲している人（1人）は極めて少ないため、分析対象から除外した。同様の理由で、シングルペアレント（6人）も分析から除外した。その結果、本研究の分析対象は、図3に提示したパートナーシップの類型のうち、妊娠先行型結婚と婚後妊娠の二つに局限される。

3.2. 変数

① 従属変数

・パートナーシップの類型：NFRJ18では、「問52 あなたのこれまでの人生で、次のような経験をしたことはありますか。」で、同棲、同性愛、妊娠先行型結婚などを含む8つの出来事を提示し、それぞれについての経験有無を尋ねている。本研究では、この質問項目について、「3. 妊娠をきっかけに結婚を決めた」を選択した場合（妊娠先行型結婚）をして1、選択しなかった場合（婚後妊娠）を0とする2つのカテゴリーを作成した。

② 独立変数

・嫡出規範：「問18 (コ) 婚姻届を出していないカップルでも、子どもを産んだり育て

たりしてかまわない」を用いる。この質問項目について、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の嫡出規範を肯定する場合を0、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」は嫡出規範を否定する場合を1とするダミー変数を作成した。

③ 統制変数

- ・年齢：調査時点における実年齢を基に、40代を基準カテゴリーとし、30代以下ダミー、50代ダミー、60代以上ダミーを用いる。
- ・学歴：高卒以下⁵を基準カテゴリーとし、専門・短大・高専ダミー、大卒以上ダミーを使用する。

表2. 分析に用いた変数の基本

		男性		女性	
		度数	%	度数	%
年齢	30代以下	169	15.7	181	17.9
	40代	205	23.2	248	24.5
	50代	204	23.1	254	25.1
	60代以上	335	38.0	328	32.4
学歴	高卒以下	366	41.5	442	43.9
	専門・短大・高専	145	16.4	385	38.3
	大卒以上	371	42.1	179	17.8
嫡出規範	肯定	469	53.4	527	53.1
	否定	409	46.6	466	46.9
パートナーシップの 類型	婚後妊娠	786	91.2	897	90.5
	妊娠先行型結婚	76	8.8	94	9.5

3.3. 分析方法

まずは、男女別に頻度分析を行い、嫡出規範とパートナーシップ類型の全般的な分布を確認する。次に、クロス集計と χ^2 検定によって、社会人口学的変数と嫡出規範及びパートナーシップ類型との関連を確認する。最後に、パートナーシップ類型を従属変数とする2項ロジスティック回帰分析を実施し、嫡出規範の効果を確認する。

4. 結果

4.1. 嫡出規範の全般的な傾向

表3は、男女別に嫡出規範についての度数分布を示したものである。全体的に男女で類

似した傾向がみられる。「婚姻届を出していないカップルでも、子どもを産んだり育てたりしてかまわない」という質問項目について、積極的に肯定する、すなわち、嫡出規範を積極的に否定する回答（「そう思う」）をしているのは、男女ともに15.81%である。消極的な否定（「どちらかといえばそう思う」）まで合わせると、嫡出規範に否定的な回答は男性46.6%、女性46.9%である。それに対して、嫡出規範を積極的に肯定する回答（「そう思わない」）は、男性が21.3%、女性が19.9%であり、消極的な肯定（「どちらかといえばそう思わない」）まで合わせると、嫡出規範に肯定的な回答は男性が53.4%、女性が53.1%である。すなわち、男女ともに、嫡出規範を肯定する回答が半数以上を占めており、否定する回答より多くなっているものの、肯定派と否定派の間の差は一般的に言われるほど大きいわけではない。そしてこうした回答の傾向に男女差は統計的に有意ではない。

表3：嫡出規範（婚姻届を出していないカップルでも、子どもを産んだり育てたりしてかまわない）の全般的な傾向

	そう思う		どちらかといえば そう思う		どちらかといえば そう思わない		そう思わない		有意差
	n	%	n	%	n	%	n	%	
全体	296	15.8	579	30.9	611	32.7	385	20.6	
男性	139	15.8	270	30.8	282	32.1	187	21.3	n.s
女性	157	15.8	309	31.1	329	33.1	198	19.9	

次に、男女別に、年齢、学歴と嫡出規範との関係を見るため、 χ^2 検定を行った（表4）。男性の場合、年齢と学歴によって統計的に有意な差があり、年齢が若くなるほど、学歴が高くなるほど、嫡出規範に否定的な傾向がある。女性の場合は、年齢による差は統計的に有意ではないが、回答の傾向は男性と類似しており、総じて若年層が嫡出規範に否定的である。学歴の場合は男性と同様、統計的に有意な差がみられ、高学歴層が嫡出規範に否定的である。

表 4：社会人口学的要因と嫡出規範（「婚姻届を出していないカップルでも、子どもを産んだり育てたりしてかまわない」）

男性										有意差
		そう思う		どちらかといえば そう思う		どちらかといえば そう思わない		そう思わない		
		n	%	n	%	n	%	n	%	
年齢	30代以下	29	20.9	45	32.4	37	26.6	28	20.1	*
	40代	32	15.6	67	32.7	71	34.6	35	17.1	
	50代	34	16.8	67	33.2	70	34.7	31	15.3	
	60代以上	44	13.3	91	27.4	104	31.3	93	28.0	
学歴	高卒以下	42	11.6	111	30.7	121	33.4	88	24.3	**
	専門・短大・高専	17	11.8	53	36.8	45	31.3	29	20.1	
	大卒以上	80	21.6	105	28.3	116	31.3	70	18.9	

女性										有意差
		そう思う		どちらかといえば そう思う		どちらかといえば そう思わない		そう思わない		
		n	%	n	%	n	%	n	%	
年齢	30代以下	38	21.2	54	30.2	59	33.0	28	15.6	n.s
	40代	38	15.5	85	34.7	72	29.4	50	20.4	
	50代	36	14.5	79	31.9	82	33.1	51	20.6	
	60代以上	45	14.0	91	28.3	116	36.1	69	21.5	
学歴	高卒以下	60	13.8	125	28.8	156	35.9	93	21.4	**
	専門・短大・高専	58	15.3	114	30.1	128	33.8	79	20.8	
	大卒以上	38	21.7	69	39.4	43	24.6	25	14.3	

* p<.05 ** p<.01

4. 2. パートナーシップの種類の全般的な傾向

次に、パートナーシップの種類について調べた。ここでは、本人と配偶者ともに初婚で、離・死別を経験していない人を対象に、①妊娠先行型結婚と②婚後妊娠に分けて分析を行った。妊娠先行型結婚は全体の9.2% (170人)に過ぎず、90%以上の回答者が婚後妊娠(1,683人)をしている(表割愛)⁶。表5は、男女別に年齢、学歴とパートナーシップの種類の関連を調べたものである。男性においても女性においても年齢、学歴とパートナーシップの種類の間には統計的に有意な関連がみられた。全体的な傾向は、嫡出規範と同様である。すなわち、年齢と学歴が低くなるほど妊娠先行型結婚が多くなっているのが明確に観察できる。特に、30代以下の層においては、男女ともに法律婚をした初婚カップルの15%以上が妊娠先行型結婚をしたと答えている。

表5. パートナーシップ類型の全般的な傾向

		男性					女性				
		妊娠先行型結婚		婚後妊娠		有意差	妊娠先行型結婚		婚後妊娠		有意差
		n	%	n	%		n	%	n	%	
年齢	30代以下	26	19.3	109	80.7	***	31	17.4	147	82.6	***
	40代	23	11.3	181	88.7		26	10.7	218	89.3	
	50代	14	7.1	183	92.9		19	7.6	231	92.4	
	60代以上	13	4.0	313	96.0		18	5.6	301	94.4	
学歴	高卒以下	40	11.4	312	88.6	**	56	12.9	378	87.1	***
	専門・短大・高専	17	11.7	128	88.3		33	8.8	343	91.2	
	大卒以上	19	5.2	345	94.8		5	2.8	173	97.2	

** p < .01 *** p < .001

4.3. パートナーシップの類型と嫡出規範の関連

以上、社会人口学的要因と嫡出規範、そしてパートナーシップの類型との関連を確認した上で、以下ではパートナーシップの類型と嫡出規範の関連について検討する。まずは、単純クロス集計と χ^2 検定を行った(表6)。その結果、男女ともに、妊娠先行型結婚者が婚後妊娠者より嫡出規範を否定する割合が多いものの、その差は統計的に有意ではなかった。すなわち「婚姻届を出していないカップルでも、子どもを産んだり育てたりしてかまわない」という考え方について、妊娠してから結婚し、その後出産をした人と、結婚してから妊娠、出産した人の間で差がない。

表6. 嫡出規範とパートナーシップ類型の関連

	男性					女性				
	嫡出規範肯定		嫡出規範否定		有意差	嫡出規範肯定		嫡出規範否定		有意差
	n	%	n	%		n	%	n	%	
妊娠先行型結婚	34	44.7	42	55.3	n.s	44	46.8	50	53.2	n.s
婚後妊娠	424	54.2	359	45.8		473	53.8	406	46.2	

注) 嫡出規範(「婚姻届を出していないカップルでも、子どもを産んだり育てたりしてかまわない」)について、肯定は(「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」)、否定は(「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」)の割合。

続いて、男女別にパートナーシップの類型を従属変数とする2項ロジスティック回帰分析を行った。表7と表8は、それぞれ男性、女性の分析結果を示している。まず、男性の結果からみると、最初に年齢と学歴など、社会人口学的要因のみを投入したmodel1では、単純クロス分析と同様の結果が得られている。すなわち、年齢と学歴が統計的に有意な影響を及ぼしている。具体的にみると、40代に比べ、30代以下は妊娠先行型結婚をする見込みが高く、60代以上はその見込みが低い。学歴の場合は、高卒以下に比べ大卒以上が妊娠先行型結婚をする可能性が低い。

model2では、これらの社会人口学的要因の影響を統制した上で、嫡出規範の変数を投入している。社会人口学的要因の効果はmodel1と変わらないままであるが、嫡出規範の効果も統計的に有意ではない。このような結果は、嫡出規範の強弱は、妊娠先行型結婚か

婚後妊娠かといったパートナーシップの類型に影響を及ぼさないという、本研究における推論を裏付けるものである。

表7. 妊娠先行型結婚の経験有無を従属変数とした2項ロジスティック回帰分析 (男性)

		model1	model2
		Exp(B)	Exp(B)
年齢	30代以下ダミー	2.223 *	2.215 *
	40代ダミー(ref.)		
	50代ダミー	0.597	0.591
	60代以上ダミー	0.287 **	0.297 **
学歴	高卒以下ダミー(ref.)		
	専門・短大・高専ダミー	0.689	0.682
	大卒以上ダミー	0.304 ***	0.294 ***
嫡出規範	嫡出規範肯定ダミー(ref.)		
	嫡出規範否定ダミー		1.441
-2LL		469.187	466.623
Cox-Snell R ²		0.051	0.053
Nagelkerke R ²		0.113	0.118
χ^2		45.042***	47.051***
df		5	6
n		883	883

* p<.05 ** p<.01 *** p<.001

女性においても、男性の場合と類似した結果が得られている。すなわち、年齢と学歴は、女性のパートナーシップ類型に有意な効果を持っており、その効果は、嫡出規範を投入したmodel2でもそのまま残っている。ただし、女性の場合は男性とは異なり、学歴のうち、大卒以上のカテゴリーだけではなく、短大・高専卒のカテゴリーも統計的に有意である。嫡出規範の効果は、男性と同様、統計的に有意ではない。女性においても、男性と同じく、嫡出規範は妊娠先行型結婚をするか、結婚後に妊娠と出産をするかといった、パートナーシップ類型に有意な影響を及ぼさないことがわかる。

表8. 妊娠先行型結婚の経験有無を従属変数とした2項ロジスティック回帰分析 (女性)

		model1	model2
		Exp(B)	Exp(B)
年齢	30代以下ダミー	2.028 *	2.053 *
	40代ダミー(ref.)		
	50代ダミー	0.585 +	0.608
	60代以上ダミー	0.355 **	0.370 **
学歴	高卒以下ダミー(ref.)		
	専門・短大・高専ダミー	0.470 **	0.470 **
	大卒以上ダミー	0.121 ***	0.114 ***
嫡出規範	嫡出規範肯定ダミー(ref.)		
	嫡出規範否定ダミー		1.424
-2LL		572.295	566.856
Cox-Snell R ²		0.049	0.051
Nagelkerke R ²		0.104	0.109
χ^2		49.311***	51.128***
df		5	6
n		1011	1011

+ p<.10 * p<.05 ** p<.01 *** p<.001

5. 考察

日本における妊娠先行型結婚を嫡出化 (legitimization) のための結婚 (渡辺 2010) としてみなす考え方は、いまや一つの定説として定着していると言っても過言ではない。しかし、これまで、両者の関連を実証レベルで分析した研究は多くなかった。そこで本研究では、NFRJ18 のデータを用い、嫡出規範と妊娠先行型結婚の関連を中心に、パートナーシップの形成について検討してきた。本研究の分析結果とそれから得られた知見をまとめると以下のとおりである。

第一に、「結婚して (婚姻届を出して) 子どもを産むべきである」という嫡出規範は、一般的に言われるほど強く残っているわけではないことが明らかになった。確かに、嫡出規範を肯定する回答は否定する回答よりは多かったが、その差はそれほど大きくなかった。特に、30代以下と大卒 (女性の場合) では、嫡出規範の否定派が50%を超えており、む

しろ肯定派より多くなっていた。こうした年齢と学歴の効果から嫡出規範は今後も弱化していくと予想できる。

年齢と学歴は、パートナーシップの類型にも影響を及ぼしており、年齢が若いほど、そして学歴が低いほど、婚後妊娠より妊娠先行型結婚を経験しやすくなっている。年齢や学歴など社会人口的要因が妊娠先行型結婚をもたらす重要な要因であることは、すでにいくつかの先行研究で指摘されている(鎌田 [2006b]; 津谷 [2006])。そのうち、学歴の効果は、前述の嫡出規範に対する結果と関連して考えると興味深いものである。すなわち、本研究の結果によると、高学歴であるほど嫡出規範を否定しながらも、妊娠先行型結婚の経験率が顕著に下がっている。一見矛盾しているようなこの結果を考える際に、日本の若者にとっての妊娠と出産に関する山田(2005)の研究は、一つの有用なヒントを提示する。彼によると、日本の若年女性は、高学歴でかつ年取の高い夫を選び、婚前避妊に積極的な、いわば結婚と妊娠を合理的選択の所産として考えているグループと、学歴が相対的に低く、避妊に消極的で、結婚や妊娠をハプニングと考えるグループに二極化している。本研究における学歴の効果も、こうした「妊娠・結婚に関する若者の二極化」を反映した結果かもしれない。

第二に、本研究の中心的な分析課題である、妊娠先行型結婚と嫡出規範の関連については、パートナーシップの類型間に嫡出規範の差はなく、嫡出規範が妊娠先行型結婚か婚後結婚かの選択において有意な影響を及ぼすこともなかった。この結果は、2.2で言及した「妊娠先行型結婚者と婚後妊娠者は、同程度の嫡出規範を持っており、嫡出規範は、妊娠先行型結婚か婚後妊娠かを決める際には影響を及ぼさない」という推測と整合的である。つまり、妊娠先行型結婚は、「結婚しなくても子どもを産んだり、育てたりしてかまわない」という考えから妊娠して、様々な選択肢を模索した結果として結婚というパートナーシップに踏み切ったものではないと思われる。全体的に緩やかな嫡出規範が広がっている中、妊娠先行型結婚をした人は婚後妊娠者よりも結婚と出産について特に革新的な考え方を持っているわけではなく、嫡出規範はこの二つのパートナーシップ類型を選択するにあたって決定的な要因にはなっているわけでもない。これは、結婚前に妊娠するか、結婚してから妊娠するかといった、パートナーシップ形成において、嫡出規範の他に重要な要因があることを示唆するものである。

ただし、本研究では、その数が少なかったため、同棲の状態で妊娠、出産をした人、あるいは、結婚せずシングルペアレントとして妊娠、出産をした人たちを分析の対象に含めなかった。妊娠先行型結婚者と婚後妊娠者は、同程度の緩やかな嫡出規範を持っているが、この緩やかさは同棲カップルや自発的なシングルペアレントと比べると、未だに保守的な性格が強い可能性は十分ありうる。このような点を考慮すれば、本研究では日本におけるパートナーシップの形成と嫡出規範の関連を十分に検討したとは言い切れない。本研究の分析結果から言えることは、妊娠先行型結婚をするか婚後妊娠をするかは、嫡出規範によって左右されるものではないという点である。したがって現段階で、「現代日本における

パートナーシップの形成において嫡出規範は重要ではなくなった」と断言することは難しい。嫡出規範と妊娠先行型結婚などパートナーシップの形成の関連を検討するためには、婚後妊娠や妊娠先行型結婚といった「法律婚」を選択した人たちだけではなく、同棲のまま子どもを妊娠し出産したり、自発的にシングルペアレントとしての道を選んだりした人たちも分析の対象に含める必要がある。日本においてはそういうケースがまだ少ないという点を考えると、同棲やシングルペアレントにテーマを絞った小規模調査（質的・量的）の蓄積が必要であると考えられる。

そもそも、嫡出規範とパートナーシップ類型間の因果関係の検討は、一時点の横断データでは不十分である。ようするに、嫡出規範に肯定的な人が妊娠先行型結婚をするのか、それとも妊娠先行型結婚をしたことで、（その選択を正当化するため）嫡出規範を肯定するように変化したのかは、一時点の横断データの分析からは判断しにくい。したがって嫡出規範とパートナーシップ類型選択の間のより厳密に検討するためには、縦断データの構築および分析が待たれる。

本研究では、主に本人の嫡出規範に焦点を当てながら、それが妊娠先行型結婚と婚後妊娠というパートナーシップの類型とどのような関連があるかについて分析した。しかし、パートナーシップ形成には、当事者の規範意識以外にも様々な要因が影響を及ぼすと思われる。例えば、善積（1993：93頁）は、非婚の母親についての調査で、親族が婚外妊娠を知ると、多くの場合、本人が出産を希望していても中絶か、出産前の結婚かを強要していると報告している。日本社会における親・きょうだいから「人並み」「世間」の同調圧力が婚外子の出産を直接的に抑制するエージェントとして機能している（鎌田 [2006a]）との指摘を考えれば、今後の研究においては、本人の意識のみではなく、親やきょうだいなど重要な他者の規範、そしてその規範の影響についても検討する必要があるだろう。

また、法制度上の問題も重要である。すでに述べたように、2000年代以降、日本では婚外子に対する差別的な制度が改善されつつある。2019年からは、千葉市、横浜市など一部の地方自治体で、戸籍上同性のカップルや事実婚の異性カップルを婚姻と同等であると認め、公的証明書を交付する「パートナーシップ宣言制度」が始まった。この制度は証明書に法的な効力はないものの、例えばパートナーの意識がない時に市立病院での面会が認められ、市営住宅や市営霊園の申し込みができるようになるなど、日常生活における様々な手続きが円滑になることを目指している。始まって間もない制度であるため、その効果を論じるのはまだ早いものの、婚外子や同棲に関する制度の見直しや改善が、今後のカップルのパートナーシップの形成に影響を及ぼすことは十分にありうる。

もちろん、法制度上の問題が改善されるからといってすぐに現状が変わるとは限らない。例えば、上野（2012）は、婚外子が増加しないのは、規範や法制度上の問題ではなく、経済的な理由からであると主張する。すなわち、シングルマザーが直面する経済的問題が解決されない限り、婚外子は増加しない、そしてその結果、妊娠先行型結婚も減少しないというわけだ。日本において、少なくとも婚外子に対する差別的な制度が撤廃されて10年

近く過ぎたにもかかわらず、婚外子が増加しない状況から考えると、この指摘は示唆するところが大きい。

以上、法律婚以外の選択をした人をも分析対象に入れながら、本人の意識のみではなく、同調圧力のエージェントとしての重要な他者たちが持っている意識、個人の選択を拘束する法制度や経済的な問題などについて、縦断的な視点から検討することが、今後の日本社会におけるパートナーシップの形成を考える際に必要であるだろう。

注

- 1 妊娠先行型結婚とは、妊娠と出産の間に結婚を挟むパートナーシップの形態を意味する。単純に結婚期間と妊娠期間だけでみれば、妊娠先行型結婚には、きちんと計画をして結婚前に妊娠し、結婚後に出産をするといった選択的なパターンと、妊娠が予定外であり、それに急速対応する形で結婚したパターン（いわゆる「できちゃった婚」）が含まれる。渡辺（2005）が指摘したように、両者間には、結婚することや子どもを持つことの意味、重みが異なる可能性があり、両者を区別する必要がある。実証分析において両者を厳密に区別するのは容易なことではない。ただし、「できちゃった」という表現が、結婚や出産、子育ての意味と重みを軽減し、さらにはこれらのライフイベントに対する自己決定と自己責任を忘れさせる、意図せざる機能がありうる点（渡辺 [2005]）を考慮し、本研究では「妊娠先行型結婚」という用語を用いる。また、妊娠先行型結婚という用語を使うことで、関連研究の議論の統一性や広がりを持たせることも期待できるだろう（永田 [2002]）。
- 2 もう一つの軸である性と生殖は、生殖と結婚、性と結婚が分離される以前の段階において、西欧諸国においても日本においても避妊技術の向上や避妊実行率の上昇により分離を強めた。
- 3 もちろん、だからといって、日本における婚外子と婚内子の地位が全く同様になったわけではない。嫡出推定、親権、氏などにおいて婚外子と婚内子の間にはまだ差異が残っている。諸外国の嫡出推定や嫡出宣言の廃止など、親の婚姻有無と分離された子の地位に関しては、善積（2005）に詳しい。
- 4 分析対象を離・死別を経験していない人に限定したのは、回答者の婚姻状態を明確にするためである。NFRJ18では、結婚を「婚姻届を出していない内縁関係、事実婚関係も含む」概念として尋ねている。問8-2では、婚姻届の提出有無が確認できるが、それは最新の結婚に限定されている。そのため、妊娠が原因で結婚を決めたとしても、その結婚が法律婚（本研究で定義する「妊娠先行結婚」）であるかどうかは確実に判断できるのは、初婚の場合のみになる。
- 5 高校中退・在学も含まれる。
- 6 この数値は、社会保障・人口問題研究所が2010年に実施した『第14回出生動向基本調査』の20.2%と比べると、かなり低い数値である。ただし、NFRJ18のデータの対象年齢が28歳から73歳までで、本研究では分析対象を本人・配偶者ともに初婚で、離・死別を経験していない人に限定している点を考慮する必要がある。実際に、『出生動向基本調査』の対象年齢（20～49歳）と類似した年齢（28～49歳）で分析してみると、妊娠先行型結婚率は19.1%まで上がり、『第14回出生動向調査』で報告された数値と大きな差はなかった。

謝辞

本研究はJSPS科研費JP17H01006の助成を受けています。NFRJ18は日本家族社会学会・NFRJ18研究会（研究代表:田淵六郎）が企画・実施した調査で、本研究ではver.2.0データを利用しています。

【参考文献】

- 上野千鶴子 (コメンテーター) [2006] 「全体討論」井上たか子編『フランス女性はなぜ結婚しないで子どもを産むのか』勁草書房。
- 鎌田健司 [2006a] 「婚前妊娠に関する規範的要因の分析」『経済学研究論集』25: 43-60。
- 鎌田健司 [2006b] 「婚前妊娠に関する社会経済的要因の分析」『経済学研究論集』24: 45-63。
- 国立女性教育会館 [2006] 『平成16年度、17年度家庭教育に関する国際比較調査報告書』。
- 小林省太 [2012] 「第一章 社説「日本の『結婚』は今のままでいいのか」の狙いと反響」井上たか子編『フランス女性はなぜ結婚しないで子どもを産むのか』勁草書房。
- 齊藤笑美子 [2012] 「第4章 フランスの法と社会におけるカップルと親子」井上たか子編『フランス女性はなぜ結婚しないで子どもを産むのか』勁草書房。
- 社会保障・人口問題研究所 [2010] 『第14回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)報告書』。
- 津谷典子 [2006] 「わが国における家族形成のパターンと要因」『人口問題研究』1・2: 1-19。
- 二宮周平 [2012] 「第3章 日本法における婚姻規範の強さと現実の乖離—自由へのもとめとその課題」井上たか子編『フランス女性はなぜ結婚しないで子どもを産むのか』勁草書房。
- 永田夏来 [2002] 「夫婦関係にみる「結婚」の意味づけ—妊娠先行型結婚と恋愛結婚の再生産」『年報社会学論集』15: 214-225。
- 山田昌弘 [2005] 「第6章「妊娠先行型結婚」の周辺」毎日新聞社人口問題調査会編『超少子化時代の家族意識—第一回人口・家族・世代世論調査報告書—』181-193。
- 善積京子 [1993] 『婚外子の社会学』世界思想社。
- 善積京子 [2005] 「婚姻制度からみた親子関係」『フォーラム現代社会学』4: 66-74。
- 渡辺秀樹 [2005] 「第4部XI 現代日本のパートナーシップ—恋愛と結婚の間」柴田陽弘編『恋の研究』慶應義塾大学出版会。
- 渡辺秀樹 [2010] 「I章 置き去りにされる子どもたち」岩上真珠・鈴木岩弓・森謙二・渡辺秀樹『いま、この日本の家族』弘文堂。

【Web 文書】

- 社会保障・人口問題研究所『現代日本の結婚と出産—第15回出生動向基本調査(独身者調査ならびに夫婦調査)報告書』(www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_reportALL.pdf, 取得日2021年01月30日)。
- 厚生労働省『人口動態統計』(https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411618, 取得日2021年01月30日)。
- OECD Family Database (http://www.oecd.org/els/family/database.htm, 取得日2021年01月30日)。